

◎離島振興法の一部を改正する法律

新旧対照表

○離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）

（傍線部分は改正部分）

（目的）	現 行
<p>第一条 この法律は、我が國の領域、排他的經濟水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担つてゐる離島が、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社會的条件の下にあることに鑑み、離島について、人の往来及び生活に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、並びにその地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島の振興に関し、基本理念を定め、國等の責務を明らかにし、並びに地域における創意工夫を生かすとともに離島と継続的な関係を有する島外の人材も活用しつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、離島の自立的發展を促進し、島民の実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、離島の自立的發展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もつて居住する者のない離島の増加及び離島における人口の</p>	<p>第一条 この法律は、我が國の領域、排他的經濟水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担つてゐる離島が、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社會的条件の下にあることに鑑み、離島について、人の往来及び生活に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、並びにその地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島の振興に関し、基本理念を定め、及び國の責務を明らかにし、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、離島の自立的發展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もつて居住する者のない離島の増加及び離島における人口の</p>

上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もつて居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 離島の振興のための施策は、離島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担つてることに鑑み、その役割が十分に發揮されるよう、厳しい自然的・社会的条件を改善し、地域間の交流の促進、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進が図られることを旨として講ぜられなければならない。

(削除)

(国及び都道府県の責務)

第一条の三 国は、前条の基本理念にのつとり、離島の振興のために必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、及び実施する責務を

著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。

(基本理念及び国の責務)

第一条の二 離島の振興のための施策は、離島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担つてることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、厳しい自然的・社会的条件を改善し、地域間の交流の促進、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進が図られることを旨として講ぜられなければならない。

(新設)

2 国は、前項の基本理念にのつとり、離島の振興のため必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、及び実施する責務を有する。

有する。

2 都道府県は、前条の基本理念にのつとり、その区域の自然的社會的諸条件に応じた離島の振興のために必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その全部又は一部の区域が離島振興対策実施地域である市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する離島の振興のために必要な情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとする。

(離島振興基本方針)

第三条 (略)

2 総務省は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

二 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾（橋梁^{（りょう）}を含む。次条第二項第四号において同じ。）、空港、道路（橋を含む。同号において同じ。）等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来及び物資の流通（廃棄物の運搬を含む。棄物の運搬を含む。同号及び第十二条において同じ。）に要する費用の低廉化その他の必要な措置に関する基本的な事項

(離島振興基本方針)

第三条 (略)

2 総務省は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

二 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来及び物資の流通（廃棄物の運搬を含む。以下同じ。）に要する費用の低廉化その他の必要な措置に関する基本的な事項

三 農林水産業、商工業、情報通信産業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他必要な措

三 農林水産業、商工業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他必要な措

の他の必要な措置に関する基本的な事項

四 (略)

五 生活環境の整備(廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。次条第二項第七号及び第十四条の三において同じ。)に関する基本的な事項

六 医療の確保等(妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援を含む。次条第二項第八号及び第十条において同じ。)に関する基本的な事項

七 介護サービス等の確保等に関する基本的な事項

八 (略)

九 教育及び文化の振興(子どもの修学の機会を確保するための支援を含む。次条第二項第十一号において同じ。)に関する基本的な事項

十～十三 (略)

十四 水害、風害、地震災害(地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。次条第二項第十六号において同じ。)その他の災害を防除するため必要な国土保全施設等の整備その他の防災対策に関する基本的な事項

十五・十六 (略)

355 (略)

置に関する基本的な事項

四 (略)

五 生活環境の整備(廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。以下同じ。)に関する基本的な事項

六 医療の確保等(妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援を含む。以下同じ。)に関する基本的な事項

七 介護サービスの確保等に関する基本的な事項

八 (略)

九 教育及び文化の振興(子どもの修学の機会を確保するための支援を含む。以下同じ。)に関する基本的な事項

十～十三 (略)

十四 水害、風害、地震災害(地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。次条第二項第十六号において同じ。)その他の災害を防除するため必要な国土保全施設等の整備その他の防災対策に関する基本的な事項

十五・十六 (略)

355 (略)

(離島振興計画)

第四条 (略)

2 離島振興計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

二 離島の振興に関する目標

三 計画期間

四 (略)

五 農林水産業、商工業、情報通信産業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する事項

六 (略)

九 介護サービス等の確保等に関する事項

十 (略)

十八 離島振興計画の達成状況の評価に関する事項

十九 (略)

三十 離島振興計画には、前項第五号及び第十二号に掲げる事項その他必要とされる事項に関し、離島振興対策実施地域の特性に応じた産業の振興の促進に関する事項（次項及び第十四条第四項において「産業振興促進事項」という。）を記載することができる。

4 産業振興促進事項は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(離島振興計画)

第四条 (略)

2 離島振興計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

(新設)

(新設)

二 (略)

三 農林水産業、商工業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する事項

四 (略)

七 介護サービスの確保等に関する事項

八 (略)

(新設)

十六 (略)

(新設)

(新設)

		一 産業の振興を促進する区域
	二 前号の区域において振興すべき業種	
	三 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容に関する事項	
5 5 7	(略)	
8	市町村は、第五項又は第六項の案を作成しようとするとときは、あらかじめ、その離島振興対策実施地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。	
9	第五項又は第六項の案の提出を受けた都道府県は、離島振興計画を定めるに当たつては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。	
10	離島振興計画に第二項第四号から第十七号までに掲げる事項を記載するに当たつては、その全部又は一部の区域が離島振興対策実施地域である市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する離島の振興のために必要な情報の提供その他の援助についても、必要に応じて記載するよう、努めるものとする。	
11 12	(略)	
13	主務大臣は、第十一項の規定により提出された離島振興計画が離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対し、これを変更すべきことを求めることができる。	
14	主務大臣は、第十一項の規定により提出された離島振興計画につ	
6 6 5	(略)	
7	第三項又は第四項の案の提出を受けた都道府県は、離島振興計画を定めるに当たつては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。	
8 9	(新設)	
10	主務大臣は、第八項の規定により提出された離島振興計画が離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対し、これを変更すべきことを求めることができる。	
11	主務大臣は、第八項の規定により提出された離島振興計画につ	

ついて前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該都道府県に通知しなければならない。

15| 第五項、第六項及び第八項から前項までの規定は、離島振興計画の変更について準用する。

(財政上の措置等)

第六条 国は、第一条の二の基本理念にのつとり、毎年度、予算で定めるところにより、離島振興計画の円滑な実施その他の離島振興対策実施地域の振興に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

2・3 (略)

(離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等の公表)

第七条の四 国は、毎年度、離島活性化交付金等事業計画に記載された事業等及び離島振興対策実施地域における石油製品の価格の低廉化に関する事業その他の離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等として政令で定めるもので当該年度に実施するものについて、その内容を取りまとめ、公表するものとする。

(医療の確保等)

第十条 (略)

いて前項の規定による措置を執る必要ないと認めるときは、その旨を当該都道府県に通知しなければならない。

12| 第三項、第四項及び第六項から前項までの規定は、離島振興計画の変更について準用する。

(財政上の措置等)

第六条 国は、第一条の二第一項に定める基本理念にのつとり、毎年度、予算で定めるところにより、離島振興計画の円滑な実施その他の離島振興対策実施地域の振興に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

2・3 (略)

(離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等の公表)

第七条の四 国は、毎年度、離島活性化交付金等事業計画に記載された事業等及び離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等として政令で定めるもので当該年度に実施するものについて、その内容を取りまとめ、公表するものとする。

(医療の確保等)

第十条 (略)

9 前各項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域において、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、離島に係る遠隔医療（離島の住民等又は医療機関等と当該離島の区域内又は区域外の医療機関等との間で高度情報通信ネットワーク及び情報通信機器を用いて行われる医療をいう。）の実施、医療機関の協力体制の整備等により医療の充実が図られるよう特別の配慮をするものとする。

（介護サービス等の確保等）

第十条の二 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における介護サービス並びに障害者及び障害児に係る障害福祉サービス等の確保及び充実を図るため、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業に係る介護サービスの提供、介護サービスに関する知識及び技術の習得の促進等を通じた島内の人材の活用等による介護サービスに従事する者の確保並びに介護ロボット等の導入、介護施設の整備、提供される介護サービスの内容の充実並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第一百二十三号）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による障害者及び障害児に係る障害福祉サービス等の提

9 前各項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域において、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等により医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

（介護サービスの確保等）

第十条の二 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における介護サービスの確保及び充実を図るため、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業に係る介護サービスの提供、介護サービスに従事する者の確保、介護施設の整備、提供される介護サービスの内容の充実等について適切な配慮をするものとする。

供、当該障害福祉サービス等に従事する者の確保、当該障害福祉サービス等に係る事業所等の整備、提供される当該障害福祉サービス等の内容の充実等について適切な配慮をするものとする。

(高齢者等の福祉の増進)

第十一条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における高齢者及び児童の福祉の増進を図るため、高齢者の居住の用に供するための施設及び児童福祉施設の整備等について適切な配慮をするものとする。

(交通の確保等)

第十二条 (略)

2) 前項の規定により特別の配慮をすべき事項には、離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する離島航路事業の用に供される船舶（以下この項において単に「船舶」という。）であつて高速度で安定的に航行することができるもののその他の船舶の新造及び更新並びに離島に係る航空路において旅客を運送する事業の用に供される航空機の購入に対する支援並びに離島に係る無人航空機の活用による物資の流通の改善に対する支援が含まれるものとする。

第十一条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における高齢者の福祉の増進を図るため、高齢者の居住の用に供するための施設の整備等について適切な配慮をするものとする。

(高齢者の福祉の増進)

(交通の確保等)

第十二条 (略)

(新設)

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における情報通信技術の利用の機会の他の地域との格差の是正、島民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実及びその維持管理並びに情報通信技術その他の先端的な技術の活用の推進について特別の配慮をするものとする。

(農林水産業その他の産業の振興)

第十四条 (略)

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、情報通信技術の進展、これを活用した場所に制約されない働き方の普及等の社会の変化を踏まえつつ、離島振興対策実施地域の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに他の産業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

4 国及び地方公共団体は、離島振興計画に産業振興促進事項が記載されている場合には、当該産業振興促進事項に基づく事業の円滑な実施のために必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずる

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実)

第十三条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における情報通信技術の利用の機会の他の地域との格差の是正、島民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

(農林水産業その他の産業の振興)

第十四条 (略)

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに他の産業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

(新設)

よう適切な配慮をするものとする。

(就業の促進)

第十四条の二 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域の住民及び離島振興対策実施地域へ移住しようとする者の離島振興対策実施地域における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上（高齢者を対象とするものを含む。）のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(生活環境の整備)

第十四条の三 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における定住の促進に資するため、住宅の確保（空家の活用によるものと含む。）、水の確保、汚水及び廃棄物の処理その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(教育の充実)

第十五条 （略）

2 国又は地方公共団体は、離島振興対策実施地域における教育の特殊事情に鑑み、公立学校の教職員（公立義務教育諸学校の学級

(就業の促進)

第十四条の二 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域の住民及び離島振興対策実施地域へ移住しようとする者の離島振興対策実施地域における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(生活環境の整備)

第十四条の三 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における定住の促進に資するため、住宅及び水の確保、汚水及び廃棄物の処理その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(教育の充実)

第十五条 （略）

2 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における教育の特殊事情に鑑み、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準

編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第二条第三項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する教職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の定数の算定又は離島振興対策実施地域に係る公立学校の教職員の配置について特別の配慮をするものとする。

3| 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における教育の充実に資するよう、離島振興対策実施地域に係る公立学校の教職員の処遇について適切な配慮をするものとする。

4| 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育（離島に係る遠隔教育（離島の学校その他の教育機関又は住民と当該離島の区域外の学校その他の教育機関との間で高度情報通信ネットワーク及び情報通信技術を用いて行われる教育をいう。）を含む。）の充実に努めるとともに、離島留学（離島の文化、自然等と触れ合うため、離島の区域外に居住していた児童若しくは生徒が、当該離島に設置された小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において行われる教育を受けること又は離島に滞在する児童若しくは生徒が当該離島において社会教育を受

等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の規定による公立高等学校等を設置する地方公共団体ごとの教員及び職員の定員の算定並びに離島振興対策実施地域に所在する公立の高等学校等に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の配慮をするものとする。

3|
(新設)

3| 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

けることをいう。)その他の多様な交流の機会を通じた学習及び地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(エネルギー対策の推進)

第十七条の三 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域において、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用することが、その経済的・社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図ることで重要であることに鑑み、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの効果的かつ効率的な活用の観点から行う再生可能エネルギーの供給体制の整備に必要な支援その他再生可能エネルギーの利用を推進するために必要な支援等の施策の充実について適切な配慮をするものとする。

2 (略)

(防災対策の推進)

第十七条の四 国及び地方公共団体は、離島が四方を海等に囲まれている等厳しい自然条件の下にあること及び事前防災、減災等に資する国土強靭化の観点を踏まえ、災害を防除し、及び災害が発生した場合において島民が孤立することを防止するため、離島振

(エネルギー対策の推進)

第十七条の三 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域において、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用することが、その経済的・社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図ることで重要であることに鑑み、再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮をするものとする。

2 (略)

(防災対策の推進)

第十七条の四 国及び地方公共団体は、離島が四方を海等に囲まれている等厳しい自然条件の下にあることを踏まえ、災害を防除し、及び災害が発生した場合において島民が孤立することを防止するため、離島振

興対策実施地域において、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の施設及び設備の整備、防災のための住居の集団的移転の促進、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

(感染症が発生した場合等における住民の生活の安定等)

第十七条の五 国及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発生した場合等においても、離島振興対策実施地域の住民が他の地域の住民とできる限り同様の生活の安定及び福祉の向上に係るサービスを享受できるよう適切な配慮をするものとする。

(小規模な離島への配慮)

第十七条の六 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域において、人口の減少及び高齢化の進展が著しい小規模な離島の島民が日常生活を営むために必要な環境の維持等が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(新設)

備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の施設及び設備の整備、防災のための住居の集団的移転の促進、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

(規制の見直し)

第十八条の二 国は、国が行う規制の見直しに関する提案の募集に応じてその全部又は一部の区域が離島振興対策実施地域である地方公共団体から提案があつたときは、離島の振興を図るため、離島振興対策実施地域の自然的経済的社会的諸条件及び地域社会への影響を踏まえ、当該提案に係る規制の見直しについて適切な配慮をするものとする。

(離島特別区域制度の整備)

第十八条の三 (略)

(主務大臣等)

第二十一条の三 (略)

2 (略)

3 第四条第十一項から第十四項まで（同条第十五項において準用する場合を含む。）における主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣とする。

4・5 (略)

附 則

(新設)

(離島特別区域制度の整備)

第十八条の二 (略)

(主務大臣等)

第二十一条の三 (略)

2 (略)

3 第四条第八項から第十一項まで（同条第十二項において準用する場合を含む。）における主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣とする。

4・5 (略)

附 則

1 (略)

2 この法律は、令和十五年三月三十一日限りその効力を失う。

別表 (第七条関係)

(一) (五) (略)

(六) 児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所について

(七) (表 略)

1 (略)

2 この法律は、平成三十五年三月三十一日限りその効力を失う。

別表 (第七条関係)

(一) (五) (略)

(六) 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所について

(七) (表 略)

○医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

（傍線部分は改正部分）

附 則	改 正 後	現 行
第一百四条 都道府県は、平成二十五年四月一日から令和十五年三月三十日までの間、医療計画を作成するに当たつては、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域における医療の特殊事情に鑑み、当該地域において医師等の確保、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。	第一百四条 都道府県は、平成二十五年四月一日から令和五年三月三十日までの間、医療計画を作成するに当たつては、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域における医療の特殊事情に鑑み、当該地域において医師等の確保、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。	第一百四条 都道府県は、平成二十五年四月一日から令和五年三月三十日までの間、医療計画を作成するに当たつては、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域における医療の特殊事情に鑑み、当該地域において医師等の確保、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

○公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

附 則

1～10
(略)

11 平成二十五年四月一日から令和十五年三月三十一日までの間に
においては、第九条から第十二条まで及び第十七条から第二十一条
までの規定により教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員
及び事務職員の数を算定する場合において、離島振興法（昭和二
十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策
実施地域として指定された地区に公立の高等学校（中等教育学校
の後期課程を含む。）及び特別支援学校の高等部が設置されている
ときは、当該地域における教育の特殊事情に鑑み、これらの規定
により算定した数にそれぞれ政令で定める数を加えるものとす
る。

現 行

附 則

1～10
(略)

11 平成二十五年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間
においては、第九条から第十二条まで及び第十七条から第二十一条
までの規定により教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員
及び事務職員の数を算定する場合において、離島振興法（昭和二
十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策
実施地域として指定された地区に公立の高等学校（中等教育学校
の後期課程を含む。）及び特別支援学校の高等部が設置されてい
るときは、当該地域における教育の特殊事情に鑑み、これらの規定
により算定した数にそれぞれ政令で定める数を加えるものとす
る。

○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）

			附 則	改 正 後
			（所掌事務の特例）	
第一条	（略）			
2 総務省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	期 限	事 務		
令和二年三月三十一日	（略）			
（削除）	（削除）			
（略）	（略）			
令和十三年三月三十一日	（略）			

（傍線部分は改正部分）

			附 則	現 行
			（所掌事務の特例）	
第二条	（略）			
2 総務省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	期 限	事 務		
令和二年三月三十一日	（略）			
令和五年三月三十一日	（略）			
（離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。）				
令和六年三月三十一日	（略）			
令和七年三月三十一日	（略）			
令和九年三月三十一日	（略）			
令和十三年三月三十一日	（略）			

令和十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興）
郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間の末日	第二条第一項に規定する離島振興に対する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。（略）
（新設）	（新設）

（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

○農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）

(傍線部分は改正部分)

		附 則	
改 正 後		現 行	
1・2 (略)		1・2 (略)	
令和十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興） 法（昭和二十八年法律第七十二号）	期 限 (削除)	事 務 (削除)
令和六年三月三十一日	(略)	令和五年三月三十一日	期 限 事 務
令和七年三月三十一日	(略)	令和六年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興） 法（昭和二十八年法律第七十二号） 第二条第一項の離島振興対策実施 地域をいう。）の振興に関する総合 的な政策の企画及び立案並びに推 進に關すること。
令和九年三月三十一日	(略)	令和七年三月三十一日	(略)
令和十三年三月三十一日	(略)	令和十三年三月三十一日	(新設)
			(新設)

第二条第一項の離島振興対策実施

地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

4

(略)

4

(略)

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）

（傍線部分は改正部分）

附 則 （所掌事務の特例）	改 正 後	現 行
期 限	事 務	附 則 （所掌事務の特例）
(略)	(削除)	第二条 国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。
期 限	事 務	第二条 国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。
令和五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	第二条 国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。
(略)	離島振興計画（離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に關すること。	第二条 国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

(略)

(略)

	令和六年三月三十一日	令和七年三月三十一日	令和九年三月三十一日	令和十三年三月三十一日	(新設)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)

(国土審議会の所掌事務の特例)

第五条 國土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

期 限	法 律
(削除)	(削除)
令和七年三月三十一日	(略)
令和九年三月三十一日	(略)
令和十五年三月三十一日	離島振興法

(地方支分部局の所掌事務の特例)

第九条 地方整備局は、第三十一条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（北海道の区域に係るもの）を除く。）を分掌する。

期 限	事 務
(削除)	(削除)

(国土審議会の所掌事務の特例)

第五条 國土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

期 限	法 律
令和五年三月三十一日	離島振興法
令和七年三月三十一日	(略)
令和九年三月三十一日	(略)
(新設)	(新設)

(地方支分部局の所掌事務の特例)

第九条 地方整備局は、第三十一条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（北海道の区域に係るもの）を除く。）を分掌する。

期 限	事 務
令和五年三月三十一日	離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画

2 （略）	令和十五年三月三十一日	令和九年三月三十一日	令和七年三月三十一日
	離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	（略）	（略）

2 （略）	（新設）	令和九年三月三十一日	令和七年三月三十一日
	（新設）	（略）	（略）